

高岡市地域福祉活動計画

～ みんなでつくる地域福祉 ～

(計画期間:平成23年度～平成27年度)



高岡市全図

— 地域のすべての人が主役で
地域でみんなを支援するまち高岡を目指して —



社会福祉法人高岡市社会福祉協議会

はじめに

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化や核家族化の進行、家族意識の変化、若年労働人口の減少など大きく変動しています。

このような社会環境とともにライフスタイルの変化や個人の価値観の多様化等、かつて家庭や地域が有していた伝統的な相互扶助機能が著しく低下する中で、介護や子育て、虐待、孤立など地域におけるさまざまな問題がクローズアップされています。

これらの福祉ニーズや生活課題を解決するためには、福祉行政施策や公的サービスだけではなく、地域で支え合い、助け合う地域福祉の取り組みが必要となってきました。

このような状況の下で、今日、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として明確に位置付けられた社会福祉協議会の果たすべき役割は、ますます大きなものになってきております。

このため、当協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、市民や福祉関連機関・団体、学識者など多くの方々の参加と協働を得て「みんなで作る地域福祉」を基本理念とする高岡市地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画は、地域で抱えている生活課題を明らかにし、これからの地域福祉活動を関係者と協働で進めていくための方向性を示したものです。

また、本計画は、高岡市が策定した「高岡市地域福祉計画」の地域福祉推進という共通の理念をもち、車の両輪を成しているもので、今後、この計画を実現するためには、行政との連携はもとより、市民や関係団体と協働して地域福祉活動を推進することが、特に重要と考えますので、皆様方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました策定委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民や各界各層の皆様から感謝申し上げます。

社会福祉法人 高岡市社会福祉協議会
会 長 澤 田 英 明

高岡市地域福祉活動計画



みんなで作る地域福祉

▲第1回校区社協会長会議

目次

はじめに

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・ 7

基本理念 「みんなで作る地域福祉」

基本目標 I みんなで支援する環境づくり

II みんなが主役になる人づくり



地域福祉活動計画策定委員長 関先生 による講演

ここから計画づくりが
スタート！

第3章 地域福祉活動の展開	9
1 地域における福祉活動	9
2 在宅生活の自立を支える活動	18
3 ボランティア活動の推進	24
4 福祉教育・人材の育成	30
5 社会福祉協議会の機能強化	34
第4章 実施計画	39
資料編	47

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化による人口減少や核家族化の進展、更には一人ひとりの価値観が多様化する中で、家庭や地域のつながりが希薄化してきています。

こうした中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきりや認知症の高齢者とその介護を担っている家族、その他、ひとり親家庭、心身に障害のある人等の増加、また、虐待やひきこもり、孤独死等の社会問題も多発しています。

一方、経済状況はリーマンショックにおける金融危機以来、派遣切りや人員整理等により人々の生活はますます厳しい状況となっています。

このように、私たちの生活環境が大きく変化している中で、一人ひとりが抱える困りごとにも多種多様化し、個人の方では解決できない問題も多くあります。

このことから、福祉課題の解決を目指すには従来の公的サービスを活用するとともに、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題の解決については、住民や民間団体の持っている諸々の解決手法の活用と新しいサービスの開発が考えられます。まず、地域の中で支援を求めている人に住民が気づき、住民相互の連携によって問題を解決するために取り組む地域福祉活動の具体的な活動指針となるものが現在求められています。

社会福祉に関する基本法である「社会福祉法」においても、地域福祉の推進が明確に位置づけられ、その方法として市町村に「地域福祉計画」を策定することが定められました。また、市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることも法律のなかで明記されています。

高岡市では平成21年3月に、高齢者、障害のある人、子ども等対象者別に福祉施策の目標とその達成のための方策を盛り込んだ「高岡市地域福祉計画」が策定されました。

そこで、この行政計画と連携しながら、住民・民間の立場から地域福祉活動をどのように進めていくのかを明らかにするために高岡市社会福祉協議会が中心になって、多数の地域住民の方々や諸団体の協力を得て、地域福祉の振興と発展に取り組むための指針として「高岡市地域福祉活動計画」を策定しました。

※ 高岡市社会福祉協議会を以下「市社協」という

2 計画の位置づけ

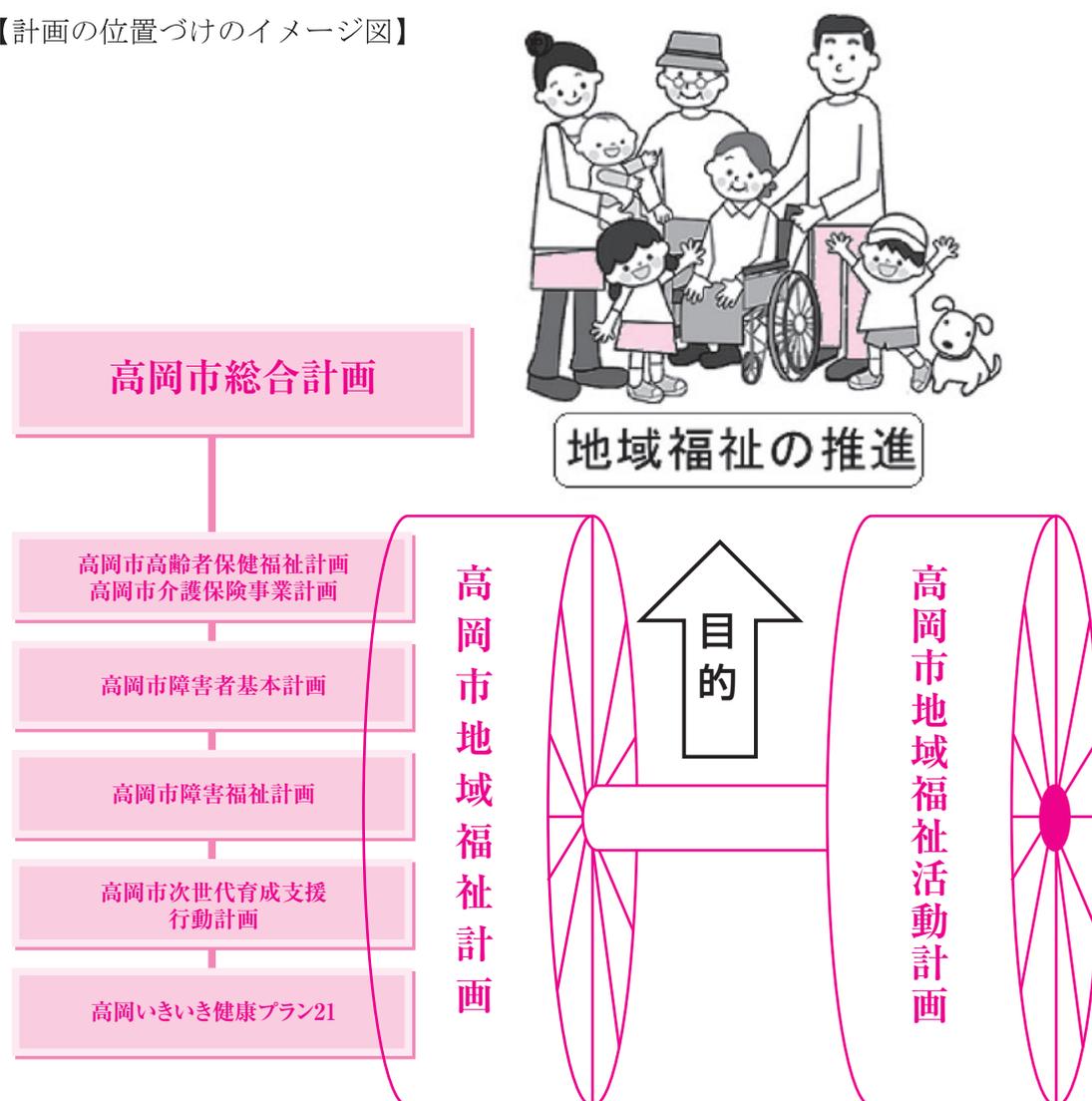
この計画は、市社協が呼びかけて、住民や地域で福祉活動を行っている者（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業（福祉サービスの提供）を行っている者が「地域で誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会」をつくることを目的に、相互協力して策定する住民が主体となって取り組む活動・行動計画です。

その内容は、「地域の福祉ニーズに気づき、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の持っている諸々の解決手法とニーズに応じた新しいサービスの開拓等を行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた計画」です。

一方、行政計画である「高岡市地域福祉計画」は、福祉・保健分野の地域福祉に係わる部分をまとめた計画です。地域福祉を推進するにあたり、この二つの計画は互いに補完・補強しあい、車の両輪の役目を果たします。

また、高岡市の行政計画では市政運営の最上位計画である「高岡市総合計画」との整合性を図るとともに、「高岡市地域福祉計画」の地域福祉推進の理念等を継承して市民参加による福祉活動やその支援策を共通に位置づける等、相互に連携を図るものです。

【計画の位置づけのイメージ図】



3 計画期間

計画の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

また、今後の制度改革や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間の関係】

年 度	21	22	23	24	25	26	27
高岡市総合計画	→			←			
高岡市地域福祉計画	→						
高岡市高齢者保健福祉計画 ・ 介護保険事業計画	→			←			
高岡市障害者基本計画	→						
高岡市障害福祉計画	→			←			
高岡市次世代育成支援計画	→						
高岡いきいき健康プラン 21	→			←			
高岡市地域福祉活動計画			→				

※ **地域福祉計画** ・ ・ ・ ・ 地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量を確保し、提供する体制を計画的に整備する行政計画
(根拠法令等 社会福祉法第 107 条)

地域福祉活動計画 ・ ・ 社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、福祉サービスを行う者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした住民が主体となって取り組む活動・行動計画
(根拠法令等 全国社会福祉協議会指針)

4 計画の策定体制

(1) 活動計画づくりにおける社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において、原則 1 市町村の区域内に 1 つ設置し、地域福祉の推進を図ることを目的とすると定められています。また、団体の構成要件についても、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされています。

さらに、市町村社会福祉協議会の事業として、次の事項が示されています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動での住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

このことから、市町村を単位とした地域福祉の推進や民間福祉活動の調整役が市町村社会福祉協議会の役割となっています。これを踏まえて、市町村社会福祉協議会が地域福祉活動を中心に担うことが最も適切であるとされ、全国の市町村社会福祉協議会においても地域福祉活動計画づくりに取り組まれています。

※ 社会福祉協議会を以下「社協」という



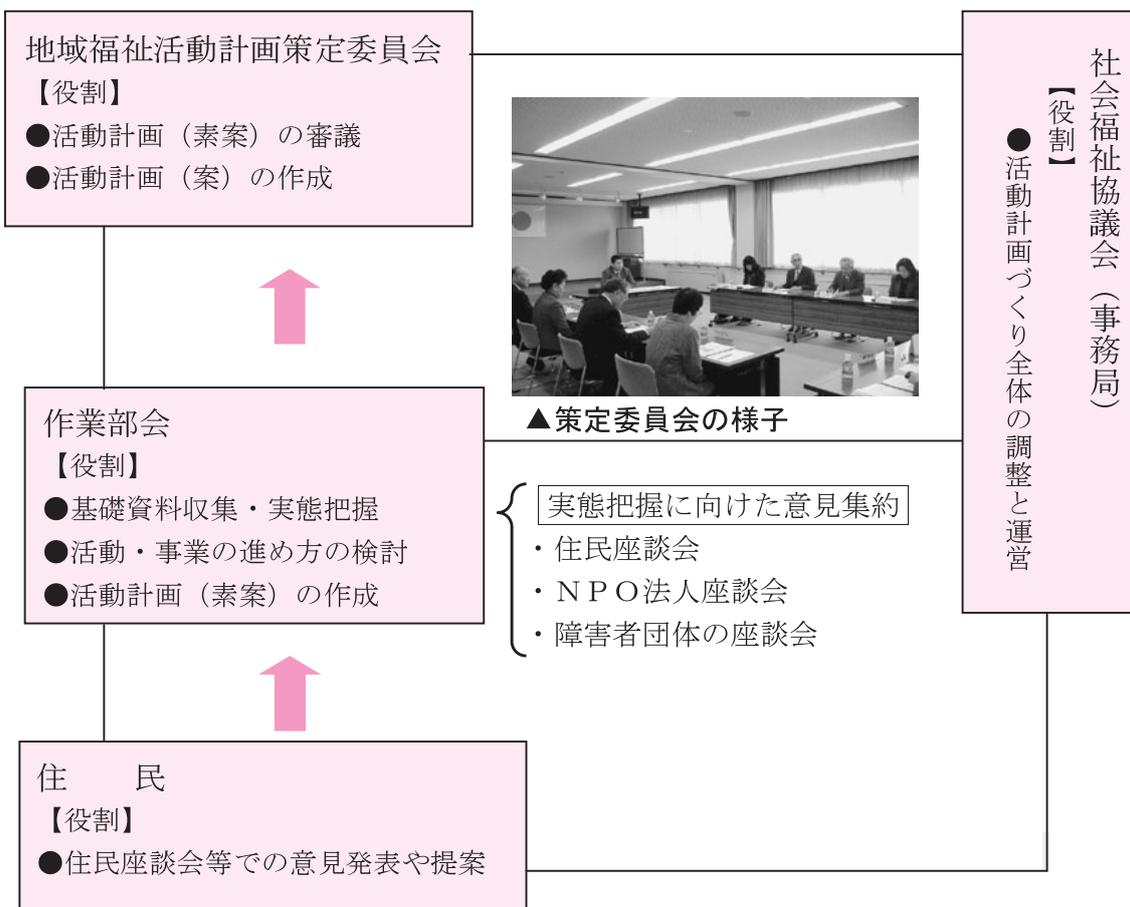
▲ 高岡市社会福祉協議会館の外観

(2) 活動計画づくりの組織

この計画の策定にあたっては、専門的に審議していくため「地域福祉活動計画策定委員会」と、社協職員が計画作成の基礎資料収集や実態把握等を行う作業部会を設置しました。

なお、策定委員会には、自治会、校下・地区社協（以下「校区社協」という）、ボランティア団体、老人クラブ、障害者団体等の各関係機関の代表が加わり、地域住民の意見・提案を計画に反映させました。

【策定体制組織図】



▲住民座谈会の様子



▲NPO法人との座谈会の様子

(3) 活動計画づくりに向けての経過

「地域福祉活動計画」の策定にあたり、できるだけ多くの地域住民の生の声を取り入れることに留意するとともに、「福祉はみんなで作るもの」という理解を浸透していくため、グループワークやシンポジウムの手法を取り入れ、研修会や会議を開催しました。

研修会や会議で行った参加者へのアンケートや座談会で出された意見をもとに「地域福祉活動計画」の策定に取り組みました。

	日程	研修会・会議名	演題・内容	参加依頼者	参加者
1	H22.5.19	校区社協会会長会議	～講義～ 「住民支え合いの個別支援課題について」 ～グループワーク～ ・地区社協運営に対する課題について ・ケアネット活動に対する課題について 講師 富山短期大学 福祉学科 准教授 関 好博 氏	校区社協会会長	27名
2	H22.6.26	みんなで作る地域福祉講演会	～講義～ 「地域住民が協働・連帯で支える地域福祉」 ・地域福祉活動計画策定のため、地域住民の「協働」「連帯」をテーマに地域福祉のあり方を学ぶ。 講師 福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科教授 瓦井 昇 氏	連合自治会長 校区社協会会長・事務局担当者・校区民児協会会長・ボランティアサポーター・高岡市放課後児童育成クラブ連絡会	94名
3	H22.8.26 ～ H22.10.8	・中学校区住民座談会(12回) ・NPO法人座談会 ・障がい者座談会	～グループワーク～ 「それぞれが抱える課題調査」 ・高齢者、障がい者の課題 ・子育ての課題 ・環境に関する課題 ・生活に関する課題 ～内容～ 付箋を利用し、参加者の日ごろの生活での困りごとについて自由な意見を記入してもらう。	一般住民	598名 全14回
4	H22.10.1	第5回高岡市社会福祉大会	～福祉活動シンポジウム～ ・成美校下社会福祉協議会のジュニア福祉活動について ・学童保育の現状と待機児童の実態について ・障がい理解のため相談センターの役割と活動について	校区社協関係者 当事者団体 福祉施設 一般住民	200名
5	H22.12.2	ケアネット関係者と日常生活自立支援事業生活支援員合同研修会	～講義～ 「相手がたずかる会話をしよう!! ーヘルピング・トークの技ー」 講師 福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科准教授 日根野 建 氏	ケアネット関係者 高岡地区エリア内社協職員・生活支援員 高岡市高齢介護課・地域包括支援センター職員	142名
6	H23.2.2	福祉活動員とふれあい・いきいきサロン担当者会議	～講義～ 「笑う門には、ほんまに福来たる」 講師 特別養護老人ホーム太閤の杜 施設長 松浦 佳紀 氏	校区社協・福祉活動員 ふれあい・いきいきサロン担当者	174名
7	H23.2.19	地域福祉セミナー	～講義～ 「あらためて『助け合い』を考える～『助けて』が言える関係作り～」 講師 社会福祉法人大津市社会福祉協議会 副参事 山口 浩次 氏	連合自治会長 校区社協関係者 校区民児協 高岡市社協理事・評議員	169名
合 計					1,404名

第2章 基本理念と基本目標

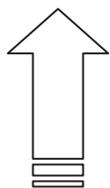
1 基本理念

地域福祉活動計画は、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることから、地域福祉計画の基本的理念を継承することとしています。

高岡市地域福祉計画の基本的理念を踏まえつつ、住民一人ひとりがいきいきと暮らしていける場をみんなでつくっていくことが大事であることから、地域福祉活動計画では、「みんなでつくる地域福祉」を基本理念としました。

基本理念

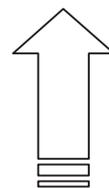
みんなでつくる地域福祉



継承

高岡市地域福祉計画における基本的理念

すべての市民が、一人ひとりを個人として尊重し、生きがいを持って、かつ、安心安全な福祉社会を創出するため、市民参加と協働のもと、支えあってともに生きるという考えに立ち、市民、事業者、市が一体となって地域福祉の充実を図る。



醸成

地域福祉推進に向けたいせつな要素

一人ひとりが『生き活きと』
していただける場

- たのしむことのできる仲間づくりの場
- かのおの見える関係づくりの場
- おもしろいあふれるやさしさづくりの場
- かわりを築いていくつながりづくりの場

2 基本目標

地域福祉活動計画の基本理念を受け、住民側から地域福祉活動を展開するうえでの基本目標を定め、目標達成に向けて、施策を推進していきます。

I みんなで支援する環境づくり

住み慣れた地域で、すべての住民が安心・安全に暮らせるように、周りの人みんなで支援する環境づくりを進めます。

II みんなが主役になる人づくり

地域の中では、サービスや支援を受ける人も、サービス提供や支援を行う人もみんなが地域福祉の主役です。

住民みんなが地域社会の一員として、力をあわせ、地域福祉に取り組むことが地域の力となります。自分たちの住むまちを、そのまちに住むみんなでよりよくしていくために、住民が主体的に地域福祉活動に取り組む心を醸成していきます。

基本理念・基本目標を推進する地域福祉イメージ図（小学校区）

